

監査委員公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県監査委員 中 平 均
 岩手県監査委員 平 沼 健
 岩手県監査委員 菊 池 武 利
 岩手県監査委員 谷 地 信 子

監査委員公印規程の一部を改正する訓令

監査委員公印規程（平成7年岩手県監査委員訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p style="text-align: center;">(公印及び管守機関)</p> <p>第2条 公印は、次のとおりとし、当該公印を管守する機関は、<u>総務課長</u>とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">印刻文字</th> <th style="text-align: center;">印 材</th> <th style="text-align: center;">大きさ (ミリメートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>岩手県監査委員事務局総務課長</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>岩手県監査委員事務局監査課長</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(公印取扱者)</p> <p>第3条 <u>総務課長</u>は、所属職員のうちから公印取扱者を定めなければならない。</p> <p>2 公印取扱者は、<u>総務課長</u>の指揮監督を受け、公印の保管及び使用に関する事務を処理するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(印影の印刷)</p> <p>第6条 公印の印影を印刷しようとするときは、<u>総務課長</u>に合議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(公印の調製等)</p> <p>第7条 <u>総務課長</u>は、公印の調製又は改刻したときは、当該公印の印影を公印台帳（別記様式）に登録しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(公印の事故報告)</p> <p>第8条 <u>総務課長</u>は、公印に盗難、紛失その他事故があったときは、速やかに、事務局長に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(公印台帳)</p> <p>第9条 <u>総務課長</u>は、公印台帳を備え、所要事項を記載して整理しなければならない。</p>	印刻文字	印 材	大きさ (ミリメートル)	[略]			<u>岩手県監査委員事務局総務課長</u>	[略]		<u>岩手県監査委員事務局監査課長</u>	[略]		<p style="text-align: center;">(公印及び管守機関)</p> <p>第2条 公印は、次のとおりとし、当該公印を管守する機関は、<u>総括監査監</u>とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">印刻文字</th> <th style="text-align: center;">印 材</th> <th style="text-align: center;">大きさ (ミリメートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>岩手県監査委員事務局総括監査監</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>岩手県監査委員事務局企画調整担当監査監</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(公印取扱者)</p> <p>第3条 <u>総括監査監</u>は、所属職員のうちから公印取扱者を定めなければならない。</p> <p>2 公印取扱者は、<u>総括監査監</u>の指揮監督を受け、公印の保管及び使用に関する事務を処理するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(印影の印刷)</p> <p>第6条 公印の印影を印刷しようとするときは、<u>総括監査監</u>に合議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(公印の調製等)</p> <p>第7条 <u>総括監査監</u>は、公印の調製又は改刻したときは、当該公印の印影を公印台帳（別記様式）に登録しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(公印の事故報告)</p> <p>第8条 <u>総括監査監</u>は、公印に盗難、紛失その他事故があったときは、速やかに、事務局長に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(公印台帳)</p> <p>第9条 <u>総括監査監</u>は、公印台帳を備え、所要事項を記載して整理しなければならない。</p>	印刻文字	印 材	大きさ (ミリメートル)	[略]			<u>岩手県監査委員事務局総括監査監</u>	[略]		<u>岩手県監査委員事務局企画調整担当監査監</u>	[略]	
印刻文字	印 材	大きさ (ミリメートル)																							
[略]																									
<u>岩手県監査委員事務局総務課長</u>	[略]																								
<u>岩手県監査委員事務局監査課長</u>	[略]																								
印刻文字	印 材	大きさ (ミリメートル)																							
[略]																									
<u>岩手県監査委員事務局総括監査監</u>	[略]																								
<u>岩手県監査委員事務局企画調整担当監査監</u>	[略]																								
備考 改正部分は、下線の部分である。																									

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。